

## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名：竹端 寛

## 障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

障がい者総合福祉法（仮称）が施行された段階で、三障害の地域移行政策を具体的かつ速やかに推進するためには、下記の5つの調査・施策が新法「制定までの間において当面必要な対策」と考える。

## ①、現在入院・入所しておられる方へのニーズ調査

地域移行政策を具体的に展開する上で、基本的に全ての入所施設・精神科病院の利用者全員へのニーズ調査が必須である。その際、出身市町村の担当者と相談支援事業所、地域移行推進員等がセットになって訪問することが求められる。また、単にニーズを伺おうとしても、長年社会的な入院・入所を続ける中で、地域の社会資源や生活の幅・選択肢を知らない利用者は少なくない。そこで、ご本人のエンパワメントに繋がるような情報提供や、地域生活の実態の紹介も兼ねた、エンパワメント志向の調査である事も求められる。

## ②、過去5年間で退院・退所された方へのニーズ調査

厚労省調査によれば、平成19年10月から平成20年10月までの1年間で、1万人弱の方が入所施設から退所している。その行き先として、約半数が地域移行し、他施設や病院への転施設化も半数近くになる、という。この移行者の実態を把握する為のニーズ調査は、施設・病院の双方で必要となるだろう。地域に戻られた方はどのような暮らしをしておられるのか。その中で必要とされるサービスは何か。また、転施設化された方の理由はどのようなものか、を伺う事も、地域移行政策には必須である。

## ③、「施設待機者」へのニーズ調査

また一方で、先の厚労省調査によれば、毎年の退所者数に近い数値の新規入所者がいる、という。この新規入所を求める「施設待機者」はどのような理由から入所を希望しているのか、何があれば地域で暮らせるのか、といった実態調査をすることも、同時に求められる。

## ④、上記に基づく地域移行戦略を検討する為の調査研究

上記の調査に基づき、三障害の地域移行を促進する為に、どのような社会資源がどれくらい必要なのか、という数値目標も含めた施策目標を査定するための調査研究が必須である。諸外国の地域移行政策の実態調査も踏まえた上で、我が国に求められる地域移行政策について、具体的に検討するための調査が必要とされている。

## ⑤、地域基盤整備について自治体レベルでの検討とモデル事業の実施

①～③の調査は、予算措置をつけた上で、原則として出身市町村の担当者と相談支援事業者、地域移行推進員等の協働で行うべきである。上記調査を通じて、自治体の社会資源整備の現状との解離や検討すべき課題が明確になる。またそこから、当事者エンパワメントに関する各種事業（ピアサポーター、ピアカウンセラーの養成や自立体験室等）や、サービス支給決定前の本人中心個別移行支援計画の作成、重度障害者の地域移行のモデル事業、本人の自信回復や地域移行につなげる病院・施設訪問活動のモデル事業、などの課題が浮かび上がってくる。それらの課題について、地域自立支援協議会等での検討を経た上で、自治体レベルでモデル事業として実施する為の予算的措置も検討すべきである。



## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 田中伸明

## 障がい者総合福祉法(仮称)制定までの間において当面必要な対策について

障害者総合福祉法制定までの間においても、障害者が人間らしく生きるために必要な対策が速やかに、かつ継続的に実施されるべきです。様々な対策の必要性が考えられますが、私は、以下の2点の対策が必要であると考えます。

## 1 定員20人未満の無認可の作業所の経営安定について

障害者が働く場としての作業所( )は、障害者自立支援法下では、地域活動支援センターとして位置づけられ、地域生活支援事業の中に組み込まれています。その結果、作業所に対する補助金は各地方公共団体の裁量的経費として扱われ、地方公共団体によっては補助金の縮減が行われ、作業所の経営が苦しくなっている状況があります。

障害者の働く場が確保されることは、障害者の勤労の権利を実質的に保障するために必要であって、障害者が人間らしく生きるための対策として急務であると考えます。

障害者総合福祉法においても、これらの作業所を法内の事業として位置づけた上で、その経営安定化のための財源を、国の義務的経費とするような制度設計を行うべきと考えます。

## 2 移動支援の充実について

障害者自立支援法下では、移動支援は地域生活支援事業に位置づけられた結果、移動支援事業の財源が各地方公共団体の裁量的経費とされるとともに、応益負担制度とも相まって、移動支援を必要とする障害者が、移動支援を十分に利用できない状況にあります。また、地域間格差も大きく、障害者に利用しづらい制度になっています。

移動の自由は、人身の自由の性格を持つとともに、個人の人格の形成・発展を促進する意味で精神的自由の側面をも併せ持つ重要な人権です。障害者にこの移動の自由が十分に確保されないという事態は、障害者の人身の自由及び精神的自由が危機にさらされているということをいみします。移動支援を必要とする障害者が十分に移動支援をりようできるような対策をとることは急務であると考えます。特に、自立支援法改正案の内容となっていた視覚障害者の移動支援についての義務的給付化については、改正案に従った内容での速やかな対策がとられるべきです。

障害者総合福祉法においても、移動支援事業については、十分な財源の確保とともに、全国一律の基準の下に、障害者にとって利用しやすい制度となるような制度設計を行うべきであると考えます。

※当該対策と障がい者総合福祉法(仮称)との関連についても、可能な限り言及してください。

また、意見書については、点字化、音声化等に対応できるよう、参考資料とは分けした形で、ワード、一太郎で作成した上で提出していただくようご協力をお願いします。

なお、資料のルビ振りについては、各構成員の方において、ご用意していただくようお願いしますが、ワードで一括ルビ振りを行うソフトを用意しておりますので、必要な方はご連絡をお願いします。(一太郎はルビ振り機能がソフトに入っています。)



## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 田中 正博

## 障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

## 1. 地域での安定した暮らしを支援するために

## (1) グループホーム・ケアホーム利用者への家賃補助制度の実現を

障害者の地域生活移行・地域生活支援を進めるために、ケアホーム等における家賃助成制度の創設が必要です。廃案となった障害者自立支援法改正法案にも盛り込まれ、多くの人たちが期待をしている、入所施設の補足給付費相当の 25,000 円程度の家賃補助制度を早期に実現していくことが必須です。

## (2) 地域生活のバックアップ拠点の整備を

グループホーム、ケアホーム、アパートでの一人暮らしで課題となる、急な体調不良やパニックへの対応、夜間・休日の緊急支援や危機介入、世話人の急用・急病時の代替えスタッフの派遣など、当事者はもとより、周辺住民からの要請にも対応できるバックアップ体制を整えることが必要です。さらに、障害の重い人が、施設・病院から地域への移行を進めたり、自宅から自立（自律）した暮らしへ移行するためにトレーニングが行えることも必要です。これらの機能を兼ね備えた拠点的なケアホームを整備し、入所施設に頼らない支援体制を確立することが求められています。

## (3) 専門性の高い行動援護サービスの普及を

発達障害、行動障害など障害の重い人たちが地域で暮らし続けるために新しい支援の概念として法制化された「行動援護」サービスの継続と普及、充実強化が必要です。コミュニケーションに課題がある障害特性を理解し、彼らの行動特性に配慮した支援計画の立案と高い支援技術によって、個人の自己実現と社会参加を支援するために、適した人材の養成と研修体制の充実強化が必要です。

## 2. 相談支援事業の充実と自立支援協議会の法制化

相談支援事業ならびに自立支援協議会の法律上の規定を求めます。平成 15 年以降、相談支援事業が一般財源化され、市町村行政に委ねられた結果、全国で大きな地域間格差を生み出してきました

た。地域で暮らす障害のある人のニーズを顕在化し、必要なサービス体制を整えるという地域福祉の根幹をなす仕組みに格差があるということは障害のある人の人権に関わる問題だと考えます。明確に法律に位置付け給付する仕組みとする必要があります。

地域自立支援協議会は、全国の自治体で8割以上が設置するなど、障害者自立支援法が目指した地域支援の推進について高く評価できる一方で、財源が担保されない不安定さの中で委託事業者への委託費が100倍もの格差を生んでいる現状について、危惧するものです。障がい者総合福祉法においては、地域自立支援協議会において社会資源を開発する等の財源を、国の応分の負担を担保していただくことが必要です。

また、拠点的相談支援センターの制度創設、ならびに、すべてのサービス利用者に個別サービス利用計画作成費を個別給付化することが求められます。

### 3. 障害児の支援について

障害児の支援については障害のある子どもとない子どもを分けない支援を基本にする観点から、児童福祉法に位置づけることを基本とし、一般の保育、教育の中で支援される仕組みとしていくことが必要です。また、それを可能とするための人的支援が必要であることから、障害児の保育、教育を支えるための保育士の加配や補助教員、介助員の配置、経管栄養や痰の吸引、導尿などが必要な子どものための看護師の配置に対する制度化と財源措置が必要です。

### 4. 日払い方式の堅持

日払い方式は、事業者が日払い方式で運営が可能な報酬単価に引き上げた上で、当事者主体の視点で堅持すべきです。日払い制度は、事業者からは批判が多くあがりますが、利用者にとって暮らしの多様性に応じて必要なサービスを選択できる方式です。また、ケアホーム等の少数定員事業所においては、報酬単価を手厚くする等の方策で地域のサービス資源が維持できる対応を検討すべきです。

### 5. 成年後見制度利用に要する費用の個別給付化について

判断能力に制限のある知的障害や精神障害のある人への成年後見制度による援助は権利擁護の視点から当然の権利保障と考えます。しかし、現状では障害基礎年金が主な収入である人たちにとって、後見人への報酬の支払いが壁となって、制度の利用が進んでいません。成年後見制度利用に要する費用の個別給付による制度の創出等、制度利用の普及促進策を検討すべきです。

## 6. 障害者虐待防止法の制定ならびに障害者権利条約の批准について

知的障害がある人や精神に障害のある人に対する権利侵害や虐待を防止する法制度の整備が急がれます。子ども、高齢者の分野では、既に虐待防止法が制定されていますが、未だに障害者虐待防止法が制定されていません。障害者権利条約の批准とあわせて一刻も早い制定を求めます。

## 7. 「障害」の表記見直しに関して

障害者制度の改革推進に関する基本的方針案の作成及び推進の他、法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討が行われることになっています。

「碍」を常用漢字に追加するよう求める動きについては多くの方が賛成し、「碍」が追加されれば、当法人としても「障碍」と表記することにいたします。

以上のことから、法令等における「障害」の表記のあり方に関する検討に当たっては、「障碍」を候補とされるよう求めます。

## 8. 入院中の付き添いに対する居宅介護等の利用について

障害のある人が医療機関に入院した場合、それまで自宅で利用していたホームヘルパー等のサービスが利用できなくなり、付き添いが必要な場合、すべてが家族に負わされることとなります。しかし、自宅で介助等を受けていた人は入院中においても必要なため、その分もすべて家族が負うことには、そもそも無理があります。自宅でホームヘルパー等の支援を受けていた人は、入院中においても継続して利用できるよう制度を改正するべきです。



## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名：中西 正司

## 障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

## 〔障害者自立支援法関連事項〕

## ① 国庫負担基準について

1. 障害者自立支援法において訪問系サービスにおける国庫補助基準を撤廃し、完全に義務的経費化し国の責任を果たしてください。

【根拠法令：障害者自立支援法第九十五条、同施行令第四十四条三項】

2. また今後検討される総合福祉法においては1日8時間以上訪問系サービスを利用する長時間介助利用者について、国の責務を明確にし市町村の財政によって左右されず必要十分なサービスを受けられるように国が財政負担できるしくみを検討してください。また、24時間の介護制度が全国すべての市町村で完全実施されるように、国が指示勧告できるように新法に書き込んでください。

## ② 入院中の介護保障

在宅の1人暮らしなどの重度の全身性障害者などが肺炎などで一時的に入院する際に慣れたヘルパーを病室でも使えるようにしてください。

診療報酬の通知に「（児童や知的障害等の場合は、家族の負担にならない場合は付添できる）ただし看護師の業務を代替することはできない。」「看護師の業務は食事の世話など」とある。

- 1 診療報酬の告示で、知的障害等の「等」には、重度の全身性障害も含むと厚生労働省によって解釈されているが、さらにはっきり、「在宅ヘルパー利用の障害者」も文書に加えてください。
- 2 診療報酬の告示で、「看護師の業務を代替することはできない」の部分に「ただし、市町村が病室でのヘルパー制度利用を認めた障害児者の介護の場合はこの限りではない」と加えてください。
- 3 障害福祉課の事務連絡で「在宅のヘルパー利用者の入院中のヘルパー利用は市町村が認めれば可能。その場合、病室を居宅とみなす」としてください。

【根拠法令：保医発第0305002号厚生労働省保険局医療課長通知（平成20年3月5日）基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて】

## ③ 介護保険優先条項の撤廃について

障害者自立支援法と介護保険のサービスは制度のこれまでの変遷、理念、サービス内容が全く異なっています。介護保険優先利用の原則を撤廃し、介護保険を申請しない障害者等については障害サービスのみを使えるようにしてください。

【根拠法令：障害者自立支援法第7条 関連通知：平成19年3月28日障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長障害福祉課長連名通知】

#### ④ 障害程度区分について

1. 重度訪問介護の利用について、障害程度区分が4以上で「移動、移乗、排泄、入浴に介助が必要な者」のみが重度訪問介護の対象となっているが、知的・精神含めすべての障害者が利用対象者となるようこの条項を撤廃してください。

【根拠法令：障害者自立支援法 第五条 3、厚生労働省告示第五百二十三号 別表 第2 重度訪問介護 注1 (1)～(3)】

2. 総合福祉法においては障害程度区分は撤廃し、支給決定は利用者のニーズに基づき行われるしくみを基本としてください。また障害程度区分などの医学モデルにより利用制限を設けることはしないでください。

【根拠法令：障害者自立支援法第五条4、第二十条2、第二十一条】

#### ⑤ 地域移行のためのサービス利用について

地域移行する場合、施設や病院に入っている自立生活体験室の利用料、自立体験中のヘルパー利用の費用を施設だけでなく本人にも出せるようにしてください。

【関連文章：東京都全身性障害者介護人派遣サービス運用基準】

#### ⑥ 特定事業所加算について

特定事業所加算の要件について、一部に経過措置が設けられているが、実務経験に基づく要件は実態にみあったものであり、これを経過措置としてではなく恒久法化してください。

【根拠法令：厚生労働省告示第百六十四号 一 イ(6)】

#### ⑦ 障害者が集中する市町村の財政負担について

地域移行を積極的に行う団体がある自治体や入所施設の地元障害者がたくさん集まって市町村の財政負担となる問題の対策として、法を改正し、出身自治体にもヘルパー制度の市町村負担分(25%)の半額を負担させるしくみとしてください。(ただしサービス支給量は現に住んでいる自治体が決定する)。

#### ⑧ 補装具、日常生活用具を含めた自己負担の廃止について

他の者との平等という条約の理念から、障害に起因するために係る費用は原則無料としてください。

【根拠法令 障害者自立支援法第二十九条3、第七十六条】

#### ⑨ 重度訪問介護の移動の利用制限について

重度訪問介護の移動には通年に渡る通学、就労の場合の介助などの利用制限が課されているが、これが市町村地域生活支援事業の移動支援事業にも引用され制限ができています。この規定を廃止してください。

【根拠法令：厚生労働省告示第五百二十三号 別表 第2 重度訪問介護】

#### ⑩ 重度訪問介護の年齢制限について

重度訪問介護は原則 15 歳以上の障害児者が利用できるが、この年齢制限を撤廃してください。

【根拠法令：障害者自立支援法 第五条 3】

【関連法令：児童福祉法 第六十三条の四】

#### ⑪ 単価の減算について

重度訪問介護従事者研修修了者が居宅介護のサービスに従事した場合、身体介助は重度訪問介護の単価（半分以下）に、家事援助は 90%減となっていますが、同じ仕事をしているので減額を廃止してください。

【根拠法令：厚生労働省告示第五百二十三号 別表 介護給付費単位数表 第 1 居宅介護

1 居宅介護サービス費 注 5、注 6、注 7、注 8】

#### ⑫ 行動援護について

行動援護の従事者は 2 級ヘルパー資格＋実務経験 2 年となっているが、これは適任者を選定する阻害要因となっています。また、サービス提供責任者の資格要件も厳しく、実質的なサービス提供が限られています。前述の通り知的障害者、精神障害者も居宅内と外出先での介助を含めた重度訪問介護を使えるようにし、行動援護を廃止してください。

【根拠法令：障害者自立支援法 第五条 4 等】

#### ⑬ サービス提供責任者制度について

居宅介護等のサービス提供責任者要件が 2 級ヘルパーで実務経験 3 年となっているため、現場では責任者としてふさわしいが実務経験不足との理由で責任者に任用できない不便が起こっています。この要件を廃止し、実質的に事業所は適切な人を選べるようにしてください。

【根拠法令：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（障発第 1206001 号 平成 18 年 12 月 6 日）】

#### ⑭ 自立支援協議会の位置づけについて

現在の自立支援協議会は市町村主導のものが多く、その中には市町村の意に沿った利用抑制や予算削減の役割を担わされているものも多く、障害者等の地域生活の向上のために機能しているとはいいがたいです。地域福祉計画、障害者計画を立案し積極的に障害者施策提言を行い、社会資源の開発、地域生活のための基盤整備をするための機関としての役割を課し、メンバーの選考についてもモデル的な事業を実施している事業所責任者を全国から講師として招いたり、現場を見に視察や研修ができるような費用を用意し、全国のサービス水準の向上にあたるような協議機関にすべきです。

#### ⑮ 相談支援専門員の要件について

相談支援専門員研修の受講資格が自立支援法では介護保険に準ずる制度とされ門戸が狭まっています。相談支援におけるピアサポートの重要性を鑑み、障害者団体等で相談支援をやっていた実務経験を要件として、当事者が容易に受験資格を得られるようにしてください。

【根拠法令：厚生労働省告示五百四十九号】

#### ⑩ 地域生活支援事業について

障害者の地域生活に欠かせない移動支援、コミュニケーション支援、日常生活用具などは市町村地域生活支援事業として統合補助金となっている。市町村の財政状況や支給抑制などにより地域間格差は広がっており、特に移動支援においては時間制限や外出先の制限を設け実質的に使えないサービスになっている市町村もある。地域生活支援事業に対しでは国が1/2の財政責任を果たすように明記し、移動サービスの利用を希望する者は重度訪問介護を利用できるようにしてください。

【根拠法令：障害者自立支援法 第九十五条 2 二】

### [障害者雇用促進法関連事項]

1. 重度障害者等通勤対策助成金の重度障害者等用住宅の賃借に係る助成金が昨年11月の改正で単身者の場合、助成対象の面積28平米という制限が加わったが、これでは車いす利用の者が家を探せなくなっている。身体障害者の場合に除外規定を設けるべきである。
2. 障害者介助等助成金、重度障害者等通勤対策助成金（住宅、駐車場等）は10年間の期限をもっているが、これはその年限で障害が軽減したわけではないから合理的な理由はなく撤廃するべきである。
3. 障害者介助等助成金の受給要件として同一人が年間を通して介助者として配置されなければならないとしているが、介助職員の休暇や休んだ場合の補助員に出されないのは不当であり、誰が介助しても費用が出されるように改正すべきである。

【関連法令 障害者の雇用の促進等に関する法律、同施行令、厚生労働省告示第三百四十一号等】

### [道路交通法関連事項]

- ① 障害者用免許取得について、自力での移乗が義務付けられているが、介助者が配置されるように福祉法が改正されたのであるから、移乗を自力でやる必要性はない。法改正が必要である。  
【根拠法令：道路交通法施行令 第三十三条の二の三等】
- ② 障害者用駐車場に違法駐車が絶えない。違法駐車について罰則を設けるべきである。免許の減点もしくは反則金を科すべきである。
- ③ レンタカーや社員や知人の車にも障害者が乗るので、肢体不自由障害手帳1・2・3級所持者全員などに市

町村がフロントガラス掲示用カードを配り、そのカードが公道の駐車禁止除外にも使えるようにすべきである。

【根拠法令：道路交通法 第四十五条等】



# 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

平成22年4月27日

財団法人 日本知的障害者福祉協会

会長 中原 強

## 障がい者総合福祉法(仮称)制定までの間において当面必要な対策に対する意見

- 新制度の制定にあたっては、障害者自立支援法の問題点をしっかり総括し、障害のある人・家族・事業所・地方行政などが、長きにわたり安心して利用できる安定した制度となるよう求めます。
- そのために、障害当事者・家族・事業所・地方行政機関などが納得でき、障害者権利条約との関連性・整合性が保たれるよう、新制度は拙速に制定せず十分な議論と検討期間を設けてください。
- 上記の視点に立ち、障害者自立支援法から新制度施行までの移行期間は、現行制度の問題点を解消するための期間として、個々の課題について対策を講じてください。

### 【障がい者総合福祉法制定までに早急に取り組むべき課題】

#### 1. 実費負担の見直し

本年度から低所得者の福祉サービスに係る利用者負担が無料になったことは評価しています。

しかしながら、障害者自立支援法施行以前にはなかった食事の実費負担や光熱水費は福祉サービス利用者にとって重いものになっています。所得保障がされないなかでの食材費を除く食事に係る調理員の人件費や、光熱水費、医療費などについては利用者の負担としないよう求めます。

#### 2. 人員配置の見直し

・現行の制度上は「昼夜分離」としているにも係わらず、日中の支援員をもって施設入所支援の夜勤を可能としています。施設入所支援の職員配置の少なさを本来日中の支援にあたるべき職員で穴埋めさせ「昼夜一体型」の運営を強いていることから、施設入所支援の人員配置の見直しを求めます。

施設入所支援において、定員50名の場合の最低基準上の職員配置は1名となっています。仮に利用者の平均障害程度区分を4とした場合、報酬単価は188単位となり最低定員の職員配置であれば理論的には経営は成り立ちます。しかし、同性介助の問題や夜間以外(夕方～就寝時までの間、起床～日中活動までの間)の支援を考えると、最低でも「夜勤職員配置体制加算」の算定要件である3名の配置が必要となると思います。この夜勤職員配置体制加算の単価は30単位と極端に低いものであり(41人～60人定員の場合最低基準の1名配置で188単位算定されるのに対し、加算の対象となる3名を配置した場合は218単位)、施設入所支援の経営は極めて厳しい状況にあります。

厚生労働省はこの不整合を解消するため、Q & Aにおいて、日中活動に携わる生活介護等の職員による施設入所支援の勤務を可能とし、施設入所支援に携わった時間を本来の生活介護等に勤務した時間として算定可としています。しかしながら、これでは日中の生活介護等の職員配置が薄くなり、日中活動のみを行う生活介護事業所と職員配置のうえで不均衡が生じることになります。

効率的な運営の観点から「日中」と「夕方～日中活動」までを一体にした職員の勤務体制とするのもひとつの方法としてはあると思いますが、昼夜分離の考え方からすれば、まずは生活介護等の職員が夜間支援等を行った場合には施設入所支援の勤務時間として算定するべきであり、そのために必要な報酬単価を算定するべきであると考えます。

就労継続支援の職員配置は基本が10:1となっており、従来の授産施設の職員配置(7.5:1)に比べ低い水準となっていることから改善を求めます。

複雑になった日中活動や請求方法の煩雑化等により、会計処理・事務処理負担が<sup>そうだい</sup>増大していることから、事務職員の配置を求めます。

### 3. 報酬構造の見直し

- ・障害者自立支援法による新体系事業の加算の中には、制度発足後に明らかになった課題の改善のために設けられたものが多く含まれます。これにより、事務手続きが煩雑になり事務量が増加し、事業経営も不安定になっています。加算は極力廃止し、本体報酬の中で算定するよう求めます。
- ・施設入所支援の報酬上の評価が極端に低いことから、適正な評価を求めます。
- ・訓練等給付の事業は報酬がフラットになっているため、支援の必要度に応じた適切な支援の提供が困難となっています。さらに、就労継続支援は報酬単価が低く、授産施設が就労継続支援に移行する際に大幅な減収になるケースが多いことから早急な対応を図るよう求めます。

### 4. グループホーム・ケアホーム利用の際の助成

- ・グループホーム・ケアホームへの家賃補助(特定入所等費用の支給)を求めます。
- ・グループホーム・ケアホームへの夜間支援体制の強化を<sup>もと</sup>求めます。

### 5. グループホーム・ケアホーム推進のための関係省庁の連携

消防法施行令の改正でグループホームが社会福祉施設と位置づけられるようになったことにより、消防署の立ち入り検査をきっかけとして建築確認を求められ、建築基準法上の用途が問題となっている自治体が出てきています。障害者のグループホーム・ケアホームは一般の戸建住宅を借りているところが大半であるため、建築基準法上の用途変更を求められると、場合によっては運営できない状況に追い込まれる可能性もあります。実際に建築基準法上の用途により、新規のホームが認められない自治体も出てきており、この課題についても、厚労省・総務省(消防庁)・国土交通省が連携して解決に向けた取り組みを行うよう求めます。

### 6. 就労支援のあり方

現行制度下において、次の事項の検討を求めます。

- ・就労している人たちへの所得保障及び離職者への経済的支援策

- ・授産工賃控除額の引き上げ
- ・障害者の働く場に対する官公需の優先発注の促進
- ・就労系事業における契約及び利用者負担の在り方についての検討・整理
- ・障害者就業・生活支援センター事業を一体的・継続的事業とし、専任のジョブコーチを配置
- ・就労後の支援体制の早急な整備と強化

## 7. 障害者支援施設における就労継続支援事業の実施

障害者支援施設における就労継続支援A・B型の実施は、平成 24 年3月 31 日までの経過措置入所者の利用に限られています。障害者支援施設が行うことができる障害福祉サービスのなかに、就労継続支援を含めるよう求めます。

## 8. 自立訓練・就労移行事業の利用期限の柔軟な対応

自立訓練や就労移行事業の利用期限は原則2年間となっています。利用期限は維持しながらも、利用者個々の状況に応じて一定の柔軟な対応が図れるよう改善を求めます。

## 9. 通所事業所の送迎に対する評価

送迎は通所事業所、利用者双方にとって不可欠なものです。特別対策の「通所サービス利用促進事業」には、1 回の利用が 10 人に満たない事業所や送迎実績の少ない事業所等、給付対象となっていない事業所もあるため、すべての通所型事業所を早急に本事業の対象とするとともに、特別対策の終了後は、送迎に係る費用を報酬のなかで評価するなど、恒常的なものとするよう求めます。

## 10. 相談支援体制の強化

地域自立支援協議会の位置づけと実効性を検証するとともに、現行の相談支援体制の総括を行い、ニーズの把握・支給決定のあり方も含めた「新しい相談支援体制」の検討を求めます。

## 11. 市町村格差の是正

障害程度区分、支給決定、地域生活支援事業の実施など様々な市町村格差が生じていることから、これらの改善を求めます。

## 12. 市町村地域生活支援事業について

- ・現行制度下において、早急に知的障害児者の移動支援を義務的経費の事業とすることを求めます。また、現行制度下における、市町村地域生活支援事業の実情を把握・検証し、新たな地域生活支援事業の検討を求めます。
- ・自立支援給付事業と同様に、低所得者への利用者負担は無料とするよう求めます。

## 13. 経過措置事業所への対応

障害程度区分や人員配置基準、報酬構造など自立支援法の抱える様々な課題の解消がされないままでは新体系事業への移行が困難な施設が多くあります。国は移行時運営安定化事業により移行以前の収入は保障されているとしていますが、新体系の移行によって定員や職員配置の増減が生じた場合には対応していません。

また、平成 25 年には新たに障がい者総合福祉法(仮称)が施行されることから、廃止される障害者自立支援法の事業体系への移行自体に疑問が生じています。障がい者総合福祉法(仮称)施行まで、新体系に移行が困難な施設への対応を求めます。

## 14. 移行時安定化事業の継続

すでに自立支援法の新体系に移行している事業所も存在することから、障害程度区分や人員配置基準、報酬構造など自立支援法の抱える様々な課題の見直しがされるまでは、移行時運営安定化事業の平成 24 年度以降の継続も求めます。

## 【障害者自立支援法から新制度の構築に向けての課題】

### 1. 障がい者の範囲・定義

- ・現行制度において、発達障害・高次脳機能障害など対象者の拡大を図れるよう求めます。
- ・発達障害・知的障害の定義の明確化の検討を求めます。
- ・知的障害者福祉法の取扱いの検討を求めます。
- ・「各種手帳制度の在り方と今後」「更生相談所機能のあり方と認定機関」の検討を求めます。

### 2. 知的障害者の障害特性を考慮した制度に

- ・知的障害者の障害特性を考慮した制度づくりを求めます。
- ・自己決定するまでの支援について成年後見人のあり方を含め検討を求めます。
- ・本人の契約が困難な人の契約のあり方。措置のあり方・ガイドラインの検討を求めます。
- ・行政関与と責任のあり方の検討を求めます。

### 3. 報酬の月額払い

日額制の導入により通所系サービスの利用者が日によってサービスを選択できる仕組みとなりました。しかし、障害者支援はその日や特定の時間帯だけでなく、障害特性にあわせた生活全般にわたる継続的な支援が不可欠な事業が多くあります。また、日額制により職員の非常勤化や支援の質の低下が避けられない状況になっていることから、福祉サービスに係る報酬は原則月額とするよう求めます。

一方で、利用者負担については、日額制を維持するべきと考えます。

### 4. 障害程度区分の廃止と障害程度区分にかわる支援尺度の早急な策定

障害程度区分の名称の変更を含む法律上の規定(障害者自立支援法第4条4項)の見直しと並行して、障害程度区分そのものについても知的障害者の障害特性や支援ニーズを反映して支援の必要性を把握する尺度に改めるべきです。具体的には、医学モデル(心身の状態)と社会モデル(活動・参加)を包括した統合モデルをベースに、「背景因子[環境因子(住宅環境、家族状況、外出環境など)・個人因子(自立意欲、社会参加の希望など)]」の相互作用から支援ニーズを把握するべきと考えます。

また、新たな支援尺度は支援ニーズと支援の必要性を把握する尺度とし、区分だけによるサービスの利用制限は撤廃すべきと考えます。

### 5. 支給決定プロセスの見直し

サービス利用計画作成対象者を拡大するとともに、支給決定前にサービス利用計画を作成する仕組みに改めるべきです。さらに、新法の中いわゆるケアマネジメントの仕組みを位置づける準備として、支援ニーズを把握するための専門スタッフの養成やケアマネジメント体制の整備をする必要があると考えます。

### 6. 所得保障・生活保障

- ・所得保障・障害基礎年金等、障害者の今後の生活保障についての検討を求めます。
- ・居住の場に対する「住宅手当」等の創設を求めます。
- ・高等部卒業後、18歳19歳までは障害基礎年金が支給されないが、その間に成人の福祉サービスを利用した際には利用者負担が発生します。親の経済的支援が得られない場合もあるため、何らかの生活保障に係る手当を支給するなどの検討を求めます。

### 7. 児童支援の在り方

「障害」という概念で捉える前に「子ども」であり、法の下での平等のもと障害の有無に関わりなく全ての児童が心身ともに育成される権利があります。障害者権利条約7条においても障害の有無に関わらず障害のある児童とない児童が平等であると明記されています。また、「障害児支援の見直しに関する検討会」においてもノーマライゼーションの視点からできるだけ一般施策の中で行うとの結論に至っています。

よって、障害児支援は、児童福祉法の見直しを含め、子どもの施策の中に位置づけることを求めます。

## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名：奈良崎 真弓

## 障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

- (1) 障がい基礎年金について
  - ① 子供の時から年金がほしい 理由—学校に行くのに交通費がかかるから
  - ② 障がい基礎年金が少なすぎる 理由—もし、障がい基礎年金だけでは、一人暮らしができない
- (2) 相談する場所について
  - ① 相談する人がどこにいるのかわからない 理由—情報がない
  - ② 本人会の支援者に相談ができるのか 理由—本人会の活動の支援だけで 目一杯
- (3) 仕事のこと
  - ① 自分が好きな仕事を見つけ出すのが大変 理由—障がいだから、できないと決めつけている
  - ② 仕事をやめる人が多い 理由—人間関係、障がいの理解が足りない アドバイス—ジョブコーチ の人数を多くする
- (4) 法律(障害者自立支援法)について
  - ① 私は嫌い！ 理由—高齢者も 年を取ってから足などで障がいになったり、交通事故などで障がいになることもわかるけれど、私たち(知的障がいやダウン症)は、生まれながら、障がいを背負って生きているので、各障がいごとに配慮した法律を！ 介護保険みたいに似たような制度をやめてほしい
  - ② 私たち(知的障がいやダウン症)にも会議に！ 理由—単に 会議に呼ぶのではなく、発言をしたり、わかりやすい言葉で書類を作る。話し合ったことを書いたり、まとめるのが苦手なので、支援者をつけるなど。
- (5) 生活(住む場所)について
  - ① 自分の好きな場所で住みたい 理由—今は、家族と一緒に暮らしているが、将来に親亡き後に生きていくために今のうちに訓練の場を作ってほしい。

以上

